

デジタル・ガバメントについて

平成31年2月26日
平井臨時議員提出資料

デジタル手続法案の概要

○行政のデジタル化に関する基本原則及び共通事項（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のオンライン原則に関する共通事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（**電子署名等、電子納付**）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するためのシステム整備

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**システム整備、データの標準化、API（外部連携機能）の整備**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の活用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

政府情報システムに係る予算・調達改革について

課題

【予算】

- ✓ デジタル化のメリットは共用、集約によって最大化。政府においては、予算が各省縦割りで要求、措置されており、共用、集約ができない上、重複要求、重複投資の回避が困難。

【調達】

- ✓ 各府省がバラバラに調達しており、クラウド等を活用したスケールメリットが得られない。統一的なセキュリティの確保、システムやデータの標準化も進まず。
- ✓ 複雑、硬直的なシステムでは、一者応札のケースが散見され、競争原理が十分に働いていない。最新の動向を踏まえた技術や開発手法などの導入が進みにくい。

【人材・体制】

- ✓ 多くの府省では、経験を十分に積む機会がなく調達能力がバラバラ。加えて、知見やノウハウの蓄積、横展開を継続的に実施できる体制がない。
- ✓ 最先端の知識、技術を活用できる人材や仕組みがなく、デジタル化の進展に対応できていない。



実現の方向性

政府全体の総合調整機能を持つ内閣官房（政府CIOを中心とするIT室）において、政府における情報システム調達に係る予算の要求から執行までを一元的に管理。

⇒ 制度、財源、人材の各面から各府省の協力を得て、十分な検討の上、実現

ワンストップサービスの推進

- 引越しなどのライフイベントに際して、国民一人ひとり、あるいは、従業員を雇用する企業は、多岐にわたる行政や民間の手続を行わねばならず、大きな負担となっている場合がある。
- 以下の手続を対象として、一度に複数の手続が行えるよう「ワンストップ化」を順次実施。
 - ① 主要なライフイベントの際に個人が行う手続・・・「介護」：2018年度～、「引越」「死亡・相続」：2019年度～
 - ② 従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う「社会保険・税」手続：2020年度～

引越しワンストップサービス(イメージ)

現状 多くの機関で住所変更手続を何度も求められる。



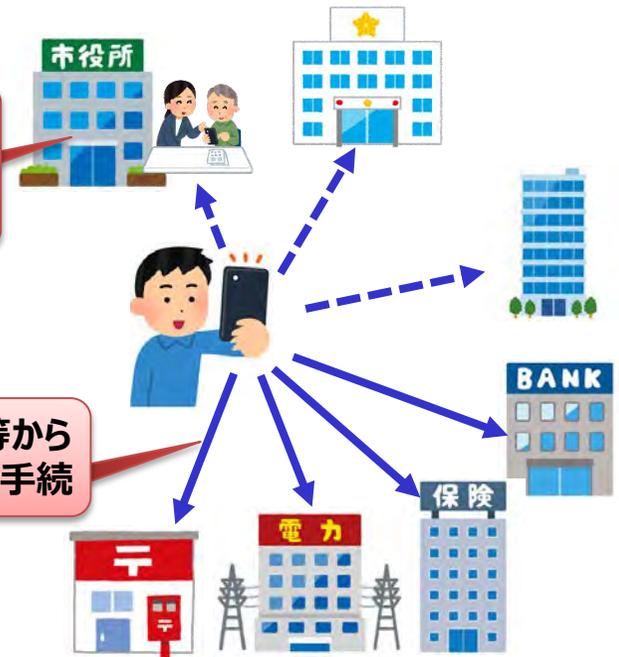
業務の見直し・
オンラインの活用

- <引越しに係る手続例>
- 転出／転入／転居届
 - 自動車運転免許証の住所変更
 - 電気・ガス・水道の使用休止／開始届
 - 郵便の転送届 など

目指す姿 各手続の業務を見直しつつ、
オンラインも活用しながら手続を簡素化。

スマホ等で事前に
届け出て、窓口で
の手続を簡素化

スマホ等から
まとめて手続



※ 手続ごとの実態を考慮しつつ、全体として利用者にとって
利便性の高いサービスを検討